

## ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

住民税務課 電話 0994-22-3039  
住民生活課 電話 0994-25-2511  
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

老齢基礎年金（65歳から受ける年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

現在、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となります。（平成29年8月から受給資格期間が10年に短縮されます。65歳以上の方で資格期間が10年以上ある方は2月以降に順次年金請求書が郵送で届く予定と

なっています。）

詳しくは、役場年金係または鹿屋年金事務所（0994・42・5121）にお問い合わせください。

### ● 特定期間・特例追納制度について

・特定期間とは、国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。この手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映しません）

・特例追納とは、届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます場合があります。（既に年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

・特定期間・特例追納について、詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル（0570・003・004）または鹿屋年金事務所にお問い合わせください。

## 農業者に対する収入保険制度が始まります

収入保険制度は、従来の農業災害補償制度とは異なり、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格の低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。この制度は、平成30年秋ごろから加入申請が始まる予定です。

**希望される方は、制度が始まる前に、加入条件である青色申告を始めましょう。**

### 【具体的仕組み】

- ① **青色申告**をしている農業者（個人・法人）が対象です。  
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- ② 農業者は、**保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）**  
※保険料は掛け捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。  
※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。
- ③ 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った額の9割（支払い率）を補てんします。  
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

**【お問い合わせ先】** 鹿児島県農政部農業経済課農業共済係 Tel 099-286-3134

## 第2回「錦江町田舎市場」を開催します

昨年好評をいただいた「錦江町田舎市場」を今年もオプシァミスミで開催します！特産品協会選りすぐりの錦江町と与論町（錦江町の姉妹町）の特産品を多数出品します。

また、オプシァミスミ3階にある「和心創味 凜」において、2月10日（金）から26日（日）までの17日間、錦江町の食材を使った錦江町ランチが1日限定20食提供されます。（ランチ時間：11時～15時）

**日時：**2月17日（金）～26日（日）までの10日間（10時～19時）

**場所：**オプシァミスミ1階（鹿児島市宇宿）

**【お問い合わせ】** 特産品協会事務局（観光交流課内）Tel 0994-25-2511



「和心創味 凜」で提供予定の錦江町ランチ